

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、当
たる翌日)

において行う場合には、適用しないこととした。

三 この規則は、平成4年5月二十五日から施行することとした。

規則

目次

◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則(水産課)

公布された規則のあらまし

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成4年5月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一

部を次のように改正する。

第八条中「第八号」を「第九号」に改め、第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 すくい網漁業(中海海域(境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置され

た干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域

をいう。以下同じ。)及び境水道(境港市境港防波堤東端から正北の

線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保

関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同

一 許可漁業の追加(第八条関係)

すくい網漁業(中海海域及び境水道において集魚灯及び動力式漁労装置を備えた総トン数三トン以上の動力漁船を使用するものに限る。)を知事の許可を要する漁業(現行自由操業)とすることとした。

二 漁業の許可等の適用除外(附則第三項関係)

漁業の許可及び漁具の禁止期間に係る規定は、当分の間、島根県知事の漁業の許可を受けた者が、当該許可に係る漁業の操業を中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域

じ。)において集魚灯及び動力式漁労装置を備えた総トン数三トン以上の動力漁船を使用するものに限る。)

第三十九条中「(境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。)」及び「(境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により閉まれた海域をいう。)」を削る。

附則中第十項を第十一項とし、第三項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

(適用除外)

3 第八条及び第三十九条の規定は、当分の間、島根県知事の漁業の許可を受けた者が、当該許可に係る漁業の操業を中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域において行う場合には、適用しない。

附 則

この規則は、平成四年五月二十五日から施行する。